

令和5年度第8回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和5年11月10日（金）午後1時30分 から 午後2時50分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員（20人）

会	長	20番	水柿	重壽
委	員	2番	柴	保
		3番	栗島	和子
		4番	飯泉	孝
		5番	寺内	美雄
		6番	岩渕	進
		7番	齊藤	秀樹
		8番	稲見	くに子
		9番	國府田	喜久男
		10番	秋山	員宏
		11番	大林	富子
		12番	赤城	美子
		13番	齊藤	一弥
		14番	宮崎	亨
		16番	蓮沼	俊男
		17番	宮山	繁治
		18番	栗島	菊雄
		21番	高島	敏男
		23番	瀬端	洋
		24番	坂入	進

4、欠席委員

		15番	関口	均
		19番	永井	尚子

5、議事日程

1、開会

2、議事録署名委員の指名

3、議案

- 議案第 43 号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第 44 号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第 45 号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第 46 号 現況確認証明（非農地証明）について
- 議案第 47 号 買受適格証明（3条）について
- 議案第 48 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の規定による農用地利用集積計画（一括方式）の決定について
- 議案第 49 号 筑西市農業委員会事務局処務規程の一部改正について

4、報告

- 報告第 41 号 農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて
- 報告第 42 号 農地法第3条の規定（公売）による許可報告について
- 報告第 43 号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について
- 報告第 44 号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- 報告第 45 号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第 46 号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

5、閉会

6、農業委員会事務局職員

事務局長	横田 実
農地調整課長	中澤 俊明
農地調整課庶務調整係 課長補佐	高島 満
農地調整課庶務調整係 係長	渡邊 静香
農地調整課庶務調整係 主任	渡辺 光紀
農地調整課庶務調整係 主事	山本 裕泰

7、会議の概要

議長

只今より、令和5年度第8回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。
只今の出席委員は、20名であります。よって定足数に達していますので会議は成立いたします。

なお、欠席の報告がありました委員は、15番 関口委員、19番 永井委員です。

会議書記に、農業委員会事務局の横田局長、中澤課長、高島補佐、渡邊係長、渡辺主任、山本主事の諸君を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。

なお、会期は、本日1日といたします。ご了承願います。

次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、24番 坂入委員と2番 柴委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に指名いたします。

次に、日程第3、議案第43号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。

なお、受付番号18番と19番の議案については、除斥がありますので、先に審議いたします。

はじめに、受付番号18番と19番は、12番議席 赤城委員が関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第10条の規定により、除斥を願います。

午後1時36分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長
山本主事

それでは、山本主事よりご説明いたします。

それでは、議案の説明をいたします。議案第43号、農地法第3条の規定による許可について、令和5年11月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。5ページをお願いいたします。

番号：18番、権利：所有権移転有償、所在：中上野字水戸部、登記簿地目：畑、現況地目：畑、面積：2,230 m²、譲渡人又は貸主：筑西市中上野、譲受人又は借主：筑西市赤浜、経営面積、渡人：2,230 m²、受人：893,779.44 m²、受人の労力総数及び稼働数1、1。

続きまして19番、所有権移転有償、海老江字吉添、畑、畑、269 m²、外1筆、合計2筆、合計面積 469 m²、筑西市大林、筑西市赤浜、634 m²、893,779.44 m²、1、1。以上となります。ご審議、よろしく願います。

議長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号18番と19番について、調査委員の報告をお願いします。

齊藤秀樹
委員

7番齊藤が、18番、19番を説明いたします。

先月末に書類確認、その後、双方の受人、渡人に話を聞きました。まず18番ですが、渡人所有のこれ以外の農地を振興公社が間に入って今まで売買してきたそうですが、この案件の土地が、公社が間に入れない土地のために個人間での売買になったそうです。受人は、大規模な担い手であり、規模を拡大しています。また、渡人も高齢であるため所有農地を全部処分できれば幸いとのことでした。続いて19番ですが、こちら、ご覧のとおり狭い農地であります。耕作してもらえていなかった農地であります。受人が隣、また周囲を耕作していたために、どうせなら買ってもらって耕作してほしいということで、渡人から要望があって売買になるそうです。こちらの受人は、18番と同一となります。どちらの案件も許可相当だと思われそうですが、更なる皆様のご審議、よろしく願います。

議長

調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら願います。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第43号、受付番号18番と19番を採決いたします。

議案第43号、受付番号18番と19番は原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第43号、受付番号18番と19番は原案どおり許可することに、決しました。

ここで、12番議席 赤城委員の除斥を解きます。

午後1時40分 解除

つづいて、議案第43号、受付番号10番から17番及び、20番から29番について、事務局より説明願います。

事務局長
山本主事

それでは、同じく山本主事よりご説明いたします。

続きまして、2ページをお願いします。

番号1、2番、及び23番は保留となります。

続きまして、番号3番から9番は取下げとなります。

続きまして、次のページをお願いします。

10 番、所有権移転無償、上平塚字大野原、山林、田、1,166 m²、東京都足立区東和五丁目、筑西市上平塚、0 m²、5,442 m²、1、1。

11 番、所有権移転有償、井出蛭沢字蛭澤、畑、畑、396 m²、筑西市井出蛭沢、筑西市井出蛭沢、18,311 m²、0 m²、2、2。

12 番、所有権移転有償、玉戸字西原、畑、畑、844 m²、筑西市飯島、筑西市飯島、5,185 m²、9,212 m²、1、1。

13 番、所有権移転有償、海老江字東田、田、田、3,360 m²、水戸市上国井町、筑西市築地、186,162 m²、116,097 m²、3、3。

14 番、所有権移転有償、桑山字拾六番耕地、田、田、1,182 m²、外3筆、合計4筆、合計面積 4,261 m²、水戸市上国井町、筑西市桑山、186,162 m²、56,184 m²、2、2。

次のページをお願いします。

15 番、所有権移転無償、辻字丸山西、田、田、213 m²、外1筆、合計2筆、合計面積 713 m²、筑西市辻、筑西市辻、713 m²、228,396.57 m²、3、3。

16 番、所有権移転有償、藤ヶ谷字新田、畑、畑、6,920 m²、筑西市藤ヶ谷、筑西市寺上野、10,059 m²、18,649 m²、2、2。

17 番、所有権移転無償、樋口字本郷下、田、田、1,371 m²、長野県上伊那郡飯島町田切、筑西市柴山、125 m²、316,364.4 m²、2、2。

次のページをお願いします。

20 番、所有権移転有償、飯島字村前、田、田、1,072 m²、外1筆、合計2筆、合計面積 2,109 m²、筑西市飯島、筑西市飯島、2,170 m²、96,957 m²、2、2。

21 番、所有権移転有償、西榎生字西榎生、田、田、1,552 m²、千葉県鎌ヶ谷市東道野辺三丁目、筑西市野殿、0 m²、1,034,315.64 m²、1、1。

22 番、所有権移転有償、下野殿字西原、畑、畑、710 m²、古河市中田、筑西市下野殿、6,112 m²、40,726 m²、2、2。

次のページをお願いします。

24 番、所有権移転有償、女方字三才、畑、畑、2,003 m²、筑西市女方、東京都大田区北千束三丁目、14,712.96 m²、5,717 m²、2、1。

25 番、所有権移転無償、女方字南新田、畑、畑、2,971 m²、外2筆、合計3筆、合計面積 4,289.96 m²、筑西市女方、東京都大田区北千束三丁目、14,712.96 m²、5,717 m²、2、1。

26 番、所有権移転有償、女方字南新田、畑、宅地、152 m²、栃木県小山市西城南、東京都大田区北千束三丁目、152 m²、5,717 m²、2、1。

27 番、所有権移転有償、女方字南新田、畑、畑、796 m²、外2筆、合計3筆、合計面積 3,521 m²、結城市下り松、東京都大田区北千束三丁目、4,181 m²、5,717 m²、2、1。

次のページをお願いします。

28 番、所有権移転無償、茂田字星宮下、田、田、85 m²、千葉県八千代市大和田新田、筑西市茂田、196.84 m²、1,198 m²、1、1。

29 番、賃貸借権、樋口字大松、畑、畑、58.87 m²、外5筆、合計6筆、合計面積 2,092.44 m²、筑西市樋口、和歌山県紀の川市貴志川町長原、2,396 m²、0

m、1、1。以上となります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長

只今、事務局より説明がありました。
ここで、調査委員の報告を10番より申し上げます。

坂入進
委 員

24番、坂入です。
農地法第3条の10番、17番、29番を報告いたします。
これにつきましては、10月27日の書類審査によりまして、不備がないことを確認いたしました。なお、渡人、受人に電話による確認を行い、問題ないことが確認されました。10番につきましては、渡人は東京に住んでおりまして、管理ができないため、受人にお願いするとのことであります。17番におかれましても、担い手である受人にお願いするとのことであります。27番につきましては、営農型太陽光の下で、渡人が渡人に太陽光の下の作物の耕作を依頼してるというようなことをごさいまして、これにつきましても特に問題ないと思われまますが、更なる皆様方の審議のほどよろしくお願ひいたします。失礼しました。29番でした。先程27番と言いましたが、29番の報告です。以上です。

議 長

11番を申し上げます。

稲見
くに子
委 員

8番、稲見です。
11番について報告します。10月26日、書類審査を行い、後日、近くの方でしたので、受人、渡人双方にお会いし話を聞きました。渡人の方から売りたいとの話があり、受人の自宅前の土地なので、買うことにしたそうです。渡人は自分で耕作しておらず、農地を縮小したいそうです。受人は、現在トマトなどを作っておりますが、自宅前の土地では、ミニトマトやネギを作りたいとのことです。書類に不備もなく許可相当かと思われまますが、皆様の更なるご審議をお願ひいたします。以上です。

議 長

12番を申し上げます。

高島敏男
委 員

21番、高島です。
ナンバー12番と21番と22番の報告をいたします。3件とも電話で確認は、済みです。まずナンバー12 なんですが、渡人からの方の依頼があり、受人が承諾して、こういうふうなかたちになったということです。それから ナンバー 21の方は、住まいが遠地のため、耕作してた受人に話をしたところ、快く受けてもらったということでした。ここで電話の問題なんですが、受人の電話番号は、全くの別人でした。私が話をしたら、相手が何のことを言っているのか分からなくて、困りました。とにかく、全く別人の電話でした。なぜこうなったのか、事務局の方、しっかりしていただきたいと思ひます。それから ナンバー22の方なんですが、これまた、住まいが遠地のために近くを耕作している受人に話したところ、快く購入してもいいですよってということになったので、こういうふ

うなかたちになりました。いずれにしてもこの3件に対し、10月27日に書類審査を行い問題のないことを確認しております。以上のように、これらの売買に対し、問題なしと考えますが、更なるご審議の程、よろしく願いいたします。以上です。

議 長 13番をお願いします。

赤城美子 13番について、12番赤城が報告いたします。
委 員 先月26日、明野支所内におきまして書類審査を行いました。この土地は、受人が以前より耕作していた土地だそうです。受人は規模拡大を図っております。後日、受人に電話で申請に間違いのないことを確認いたしました。公社との売買であり、何ら問題はないかと思われませんが、皆様方の更なるご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議 長 14番をお願いします。

蓮沼俊男 16番、蓮沼が報告します。
委 員 10月26日に書類審査をしました。その後、電話にて受人に確認をしました。今回のこの申請は、渡人が振興公社であり、受人は地域の大規模農家の方であり、許可相当かと思われます。以上です。

議 長 15番をお願いします。

齊藤一弥 13番、齊藤です。
委 員 関城支所におきまして書類審査をいたしました後、受人に電話で、また渡人に対しては、代理人の行政書士さんに確認をいたしました。渡人の方なんですけど、ちょっと電話をしても出なかったもんですから、行政書士さんにお聞きしましたところ、体調を崩して入院をしているということです。相続でいただいた土地なんですけど、耕作する意向がなく、何年も休耕の状態の田んぼでした。行政書士さんが依頼を受けまして、もらっていただけの方を探していたところ受人が了承してくれたそうで、今回の無償の贈与ということで申請になりました。受人は地元の担い手の大規模農家ですので、問題ないと思いますが、皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長 16番をお願いします。

宮崎亨 14番、宮崎が報告します。
委 員 先月27日に書類審査を行い、後日、電話で双方に確認をしました。渡人は、この土地を近所の人に貸していたということですが、返されたということで、受人にお願いできないかということで、この売買になったそうです。書類に不備もなく、許可相当だと思います。皆様の更なるご審議をお願いいたします。以

上です。

議 長 20 番をお願いします。

宮山繁治 17 番、宮山です。

委 員 3 条の 20 番ですが、売買の件であります。この田んぼにつきましてはですね、受人が同一集落内の隣の田んぼを耕作しておりますので、売り買いに応じたというようなことで、間違いのないというようなことで、確認をとっております。許可相当と思われませんが、更なるご審議をよろしくをお願いします。

議 長 24 番をお願いします。

宮山繁治 17 番、宮山です。

委 員 続いて私の方からですね、永井委員の方が急遽所用がありまして、欠席となりましたので、ご説明をしたいと思います。24 番から 27 番までなんですが、これらについては、この 4 件全て受人が同じでありまして、同一地域でございます。後日、渡人受入 4 名に電話確認したということでもあります。受入についてはですね、今住まいは東京であります。将来農業を手がけるといような予定であるというようなことでおっしゃってました。そういったことで問題はないと思いますが、皆様方のご審議をよろしくをお願いします。以上です。

議 長 28 番をお願いします。

柴保 2 番、柴です。

委 員 去る 27 日に書類審査の後、双方に確認の電話をとりましたが、何ら問題はありませんでした。許可相当と思われませんが、更なる皆様方のご審議をよろしくお願いたします。以上です。

議 長 調査委員よりの報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたらお願いします。

委 員 「異議なし」

議 長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 43 号、受付番号 10 番から 17 番及び、20 番から 29 番を採決いたします。

議案第 43 号、受付番号 10 番から 17 番及び、20 番から 29 番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 43 号、受付番号 10 番から 17 番及び、20 番から 29 番は原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 44 号「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
渡辺主任

それでは、渡辺主任よりご説明いたします。

それでは、説明させていただきます。議案第 44 号、農地法第 4 条の規定による許可について、令和 5 年 11 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号：1 番、所在：舟生字上木有戸、登記簿地目：山林、現況地目：畑、面積：1,110 m²、申請人：筑西市藤ヶ谷、転用事由：農業用資材置場。

申請地は、関城支所の北側約 1.4 k m、市立関城西小学校の北東側約 1.7 k m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、観葉植物の生産、販売をおこなっており、今般、使用している資材置場が不足したことから、これを新たに確保すべく申請するものです。

2 番、西石田字上石田、畑、宅地、328 m²、筑西市西石田、農家住宅敷地。

申請地は、市立嘉田生崎小学校の南西側約 400m、国道 294 号線の東側約 600 m に位置する広がりのある第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、申請地付近で農業経営を行っている農家です。今般、住宅敷地として使用していた土地が農地法の許可を取得していなかったことが判明したため、これを是正すべく申請するものです。なお、始末書が添付されております。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を 1 番よりお願いします。

宮崎亨
委 員

14 番、宮崎が報告します。

先月 27 日に書類審査を行い、後日、電話で確認をいたしました。申請人は、ハウスを暖房用の木材で暖房をしているため、使用する木を置くという話でした。書類に不備なく、許可相当と思われませんが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。以上です。それと先程もありましたが、電話番号が全く他人の番号でした。たまたま私の携帯にこの方の番号が入っておりましたので確認がとれました。一応そのようなことでした。

議 長

2 番をお願いします。

宮山繁治
委 員

17 番、宮山です。

10 月 27 日に書類並びに現地確認しております。ちょうど現地調査したところ、

本人がおりまして、その旨の確認を取っております。すでに現況が宅地となっております。許可相当と思います。更なるご審議をお願いします。以上です。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第44号を採決いたします。

議案第44号は、30a以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第44号は、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第45号「農地法第5条の規定による許可について」を上程いたします。

それでは議案について、事務局より説明願います。

事務局長 それでは、同じく渡辺主任よりご説明いたします。

渡辺主任 それでは、説明させていただきます。議案書の11ページをご覧ください。議案第45号、農地法第5条の規定による許可について、令和5年11月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号1番、権利：所有権移転有償、所在：海老ヶ島字久保新田、登記簿地目：畑、現況地目：畑、面積：322㎡、外1筆、合計2筆、合計面積333㎡、譲渡人又は貸主：土浦市城北町、譲受人又は借主：筑西市松原、転用事由：自己住宅。

申請地は、市立大村小学校の南側約700m、県立明野高校の東側約1kmに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は現在、社員寮にて生活しておりますが、子供が生まれ手狭となったため自己住宅を建築すべく申請するものです。

2番、所有権移転有償、一本松字一本松、田、田、284㎡、筑西市一本松、筑西市一本松、駐車場。

申請地は、市立下館南中学校の南側約200m、筑西合同庁舎の西側約300mに位置する、300m以内に県の合同庁舎がある第3種農地です。申請者は、申請地の隣地で食品販売卸業を営む法人です。今般、利用中の駐車場が手一杯の状態であり、敷地拡張をしたく申請するものです。

3番、所有権移転有償、幸町三丁目、畑、畑、435 m²、筑西市飯島、結城市大字結城、自己住宅。

申請地は、県立下館工業高校の西側約600m、関東鉄道常総線大田郷駅の北西側約1.1kmに位置する農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。候補地の検討がなされております。申請者は、現在、市外の借家(しゃくや)にて生活しております。今般、子の成長に伴い手狭となったため自己住宅を建築すべく申請するものです。

4番、使用貸借権、桑山字式番耕地、畑、畑、1,575 m²の内1,102 m²、筑西市桑山、筑西市桑山、農業用倉庫。

申請地は、県道石岡筑西線の北側約900m、市立古里小学校の南東側約1.6kmに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、申請地付近で父が農業経営を行っており、今般、農業経営を引き継ぐにあたって規模拡大を考えており、農業用倉庫を設置する必要が生じたことから申請するものです。

5番、所有権移転無償、関本中字下萱野、畑、畑、491 m²、筑西市関本下、筑西市関本下、自己住宅。

申請地は、市立関城西小学校の北東側約300m、関城支所の北西側約700mに位置する農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。候補地の検討がなされております。申請者は現在、婚約中であり、結婚による独立のために自己住宅を建築すべく申請するものです。

次のページをお願いします。

6番、所有権移転無償、関本下字古稻荷、畑、畑、549 m²、筑西市関本下、筑西市関本下、自己住宅。

申請地は、市立関城西小学校の南東側約300m、関城支所の西側約700mに位置する広がりのある第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は現在、実家にて生活しておりますが、子の成長に伴い手狭となったため自己住宅を建築すべく申請するものです。

7番、使用貸借権、関本下字古稻荷、畑、雑種地、245 m²、外1筆、合計2筆、合計面積755 m²、筑西市関本下、筑西市関本下、資材置場。

申請地は、市立関城西小学校の南東側約300m、関城支所の西側約700mに位置する広がりのある第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、申請地付近にて造園業を営んでいる法人です。今般、資材置場として使用していた土地が農地法の許可を取得していなかったことが判明したため、これを是正すべく申請するものです。なお、始末書が添付されております。

8番は保留となります。

9番、所有権移転有償、成田字北成田、田、宅地、410 m²、筑西市成田、筑西市成田、自己住宅。

申請地は、筑西警察署の南西側約200m、県立下館第一高等学校の東側約300mに位置する広がりのある第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、妻の実家にて生活しておりますが、家族が増え、手狭となったため自己住宅を建築すべく申請するものです。又、申請地を現在駐車場として使用

していたため始末書が添付されております。

10 番、所有権移転有償、成田字北成田、田、田、207 m²、筑西市成田、筑西市成田、駐車場。

申請地は、筑西警察署の南西側約 200m、県立下館第一高等学校の東側約 300 mに位置する広がりのある第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、隣地で理容室を経営しております。今般、子供が跡を継ぎ事となり、来客の増加が予想されるため、新たに駐車場が必要となった為申請するものです。

次のページをお願いします。

11 番、所有権移転有償、茂田字裏畑、畑、雑種地、1,233 m²、筑西市門井、筑西市茂田、貸資材置場。

申請地は、県西総合公園の西側約 900m、西部メディカルセンターの北西側約 1.5 kmに位置する広がりのある第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、申請地の隣地で建築業を行う法人の役員です。今般、法人で使用する資材置場が不足したことから、これを新たに確保すべく申請するものです。なお、現在、資材置場として使用している為、始末書が添付されております。

12 番、賃貸借権、茂田字裏畑、畑、雑種地、360 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,773 m²、筑西市門井、筑西市下中山、駐車場兼資材置場。

申請地は、申請地は、県西総合公園の西側約 900m、西郡メディカルセンターの北西側約 1.6 kmに位置する広がりのある第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます申請者は、申請地付近にて金属加工業を営む法人です。今般、駐車場兼資材置場として使用していた土地の拡張を計画したところ申請地が農地法の許可を取得していなかったことが判明したため、これを是正すべく申請するものです。なお、始末書が添付されております。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を 1 番よりお願いします。

赤城美子
委 員

12 番赤城が、1 番について報告いたします。

先月 26 日に明野支所内におきまして、書類審査を行いました。その後、農業委員、担当の農地利用最適化推進委員、事務局で現地を確認してきました。現地は、住宅地に囲まれた土地でした。隣もその隣も以前に農業委員会に許可されて、自己住宅が建った場所でした。後日、電話にて渡人に申請に間違いのないことを確認しました。受人にも何度も家の電話、携帯へと連絡したのですが、このご時世で登録されていない電話番号はコールしないようで、電話での確認は取れませんでした。渡人には、申請に間違いのないことの確認は取れましたので、許可相当と思われますが、皆様方の更なるご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議 長

2 番をお願いします。

宮山繁治
委員

17番、宮山です。

私から2番と3番の売買の件について説明します。これにつきましても、永井委員の担当だったんですが、私の方で代弁したく思います。10月27日に書類を確認して、その後、現地調査を下館地区第2班全員にて行っております。まず2番については、会社の西側の駐車場として利用したい。それから3番につきましては、住居の建築ですね。それで購入するというものであります。本人確認については、後日4名に対して電話確認をしたということであり、許可相当であると思われませんが、更なるご審議をお願いします。

議長

4番をお願いします。

蓮沼俊男
委員

16番、蓮沼が報告します。

先月の26日に書類審査をいたしまして、その後、協和地区全員による現地確認をしてきました。今回の申請人、渡人受人は親子関係であります。受人の方が子となります。受人は最近、急に規模拡大をいたしまして、今ある施設では手狭ということで、親名義の土地に農業用倉庫を建てるという申請でありました。許可相当かと思われまます。更なる皆様の審議をお願いいたします。以上です。

議長

5番をお願いします。

栗島和子
委員

3番、栗島です。

5番についてご報告いたします。先月の27日に、書類審査並びに現地調査を行いました。後日、受人渡人の方に電話で確認いたしました。受人の方は、渡人の方の孫にあたり、今回、自己住宅の申請に間違いのないことでしたが、更なる皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。以上です。

議長

6番をお願いします。

栗島菊雄
委員

18番、栗島です。

6番と7番をご報告申し上げます。やはり先月の27日に書類審査、現地調査をしてきました。6番は、親から子への贈与であり、自己住宅ということで問題ないかと思えます。7番につきましては、事務局の説明どおりですが、農地法の許可なく資材置場として利用していたんですが、今回は正して、新たに資材置場として利用したいということです。始末書もついていますので、許可相当かと思えます。皆様よろしく申し上げます。以上です。

議長

9番をお願いします。

高島敏男
委 員

21 番、高島です。

ナンバー9 と 10 の報告をいたします。渡人の方は、9 番 10 番とも同じ人です。また、受人は美容院を経営しておりまして、まず自己住宅が狭くなったために自己住宅を建てたいと。それから、駐車場の方も、お店をされている関係で、狭くて拡大したいということで、今回の ナンバー 9 と 10 番の土地を購入というようなことでありました。書類審査にも問題がなく許可相当と思われます。更なるご審議の程、よろしく願いいたします。以上です。

議 長

11 番をお願いします。

柴保
委 員

2 番、柴です。

去る 27 日に書類審査の後、現地調査をしてきましたけれども、11 番、12 番について報告いたします。まず 11 番につきましては、すでに駐車場というようなことで利用している後も見られましたが、今回の申請につきまして始末書の添付がされておりまして、駐車場兼資材置場ということでの申請であります。許可相当とは思われます。それから 12 番であります、この案件も駐車場と資材置場というようなことでありまして、すでに利用されている後も見られました。始末書の添付もされておりまして、許可相当としての申請として問題はないと感じました。更なる皆様方の審議をよろしく願いいたします。以上です。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 45 号を採決いたします。

議案第 45 号は、30 a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 45 号は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 46 号「現況確認証明（非農地証明）について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
渡辺主任

それでは、同じく渡辺主任よりご説明申し上げます。

それでは、ご説明させていただきます。議案書 15 ページをご覧ください。議案第 46 号、現況確認証明(非農地証明)について、令和 5 年 11 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号 1 番、所在：野殿字中道、登記簿地目：畑、現況地目：宅地、面積：840 m²、判定地目：宅地、現況：住宅敷地、所有者：筑西市野殿。

申請地は、国道 294 号線の西側約 700m、関東鉄道常総線大田郷駅の南東側約 1.1 km に位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして、航空写真を添付し証明願が出されております。

2 番、上星谷字谷島、畑、宅地、264 m²、宅地、住宅敷地、筑西市上星谷。

申請地は、J R 水戸線新治駅の南東側約 700m、市立古里小学校の北側約 2.7 km に位置する土地です。昭和 45 年には、農地ではないとして、家屋評価証明書を添付し証明願が出されております。

3 番、猫島字猫手、畑、宅地、972 m²、宅地、住宅敷地、筑西市猫島。

申請地は県道石岡筑西線の南側約 200m、県道つくば真岡線の東約 1.2 km に位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして、航空写真を添付し証明願が出されております。

4 番、奥田字奥田、畑、宅地、587 m²、宅地、住宅敷地、筑西市奥田。

申請地は県道高田筑西線の西側約 600m、真岡鉄道真岡線久下田駅の東側約 2.7 km に位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして、航空写真を添付し証明願が出されています。

5 番、小川字五所館西、畑、山林原野、2,306 m²、山林原野、山林、神奈川県横須賀市桜が丘。

申請地は下館総合体育館の北西側約 1.5 km、市立五所小学校の南西側約 2.2 km に位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして、航空写真を添付し証明願が出されています。

次のページをお願いします。

6 番、関本下字古稻荷、畑、宅地、1,572 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,899 m²、宅地、倉庫敷地、筑西市関本下。

申請地は、市立関城西小学校の南東側約 300m、関城支所の西側約 700m に位置する土地です。平成 15 年には、農地でないとして、航空写真を添付して証明願が出されています。

7 番、塚原字塚ノ内、畑、宅地、1,246 m²、宅地、事務所敷地、筑西市丙。

申請地は、市立養蚕小学校の北東側約 400m、県立下館第一高等学校の南東側約 900m に位置する土地です。昭和 48 年には、農地ではないとして、家屋登記事項証明書を添付して証明願が出されています。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を 1 番よりお願いします。

宮山繁治

17 番、宮山です。

- 委員 1 番と 7 番について説明します。まず 1 番ですが、すでにもう 24 年が経過して、今現地を見ますと、プレハブ小屋が建っておってですね、現況も宅地であります。次に 7 番もですね、約 50 年経過しているというようなことで、事務所も建っております。現況も宅地というようなことで、非農地証明発行には問題ないというふうに考えますが、更なるご審議をよろしく申し上げます。以上です。
- 議長 2 番をお願いします。
- 蓮沼俊男
委員 16 番、蓮沼が報告します。
書類審査後、協和地区の委員全員で現地を確認してきました。現地は県道沿いで、現在は住んではいないのですが、築 50 年以上経っているということで、非農地証明の発行は可能であるということで判断してまいりました。以上です。
- 議長 3 番をお願いします。
- 赤城美子
委員 12 番、赤城が報告いたします。
先月 26 日、明野支所内におきまして書類審査を行いました。現地は、先月確認してきた住宅敷地でした。添付された平成 10 年の航空写真には、すでに今の状態になっており、20 年以上が経過しています。よって非農地の証明の発行は可能と思われませんが、皆様方の更なるご審議をよろしく願いいたします。以上です。
- 議長 4 番をお願いします。
- 坂入進
委員 24 番、坂入です。
第 46 号の 4 番、5 番を報告いたします。10 月 27 日、書類審査及び現地確認を行いました。まず 4 番ですが、現地は 20 年以上経過しており、その時に申請人も現地におりまして、話すことができ、現地、本人ともに確認できました。5 番につきましては、地目は畑であります。現状はとても畑とは言えないような、もう山林状態となっており、4 番 5 番とも非農地証明の発行に問題はないと思われませんが、更なる皆様方の審議の程、よろしく願いいたします。
- 議長 6 番をお願いします。
- 栗島菊雄
委員 18 番、栗島です。
先月、書類審査、現地確認をしてきました。現地を確認をして、現況確認証明を発行可能という判断を関城地区委員全員でしてきました。以上です。
- 議長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 46 号を採決いたします。

議案第 46 号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手多数）

挙手多数。よって議案第 46 号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。

次に、議案第 47 号「買受適格証明（3 条）について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
山本主事

それでは、山本主事よりご説明いたします。

それでは、議案の説明をいたします。議案第 47 号、買受適格証明（3 条）について、令和 5 年 11 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

番号：1 番、所在：海老江字六反田、登記簿地目：畑、現況地目：畑、面積：138 m²、受人：筑西市下岡崎二丁目、経営面積：7,091 m²、労力総数及び稼働数：1、1、競売の期日：令和 5 年 11 月 9 日から令和 5 年 11 月 13 日まで。以上となります。ご審議、よろしく願います。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告をお願いします。

赤城美子
委員

12 番、赤城が報告いたします。

先月 26 日に明野支所内におきまして、書類審査を行いました。受人は以前にも、買受適格証明願を出し、許可されている法人であり、3 条などの売買などでも何回か許可されている法人であります。何ら問題はないかと思われませんが、皆様方の更なるご審議をよろしく願います。以上です。

議長

調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたらお願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結い

たします。

議案第 47 号を採決いたします。

議案第 47 号は、原案どおり買受適格証明（3 条）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって議案第 47 号は、原案どおり買受適格証明（3 条）を発行することに、決しました。

次に、議案第 48 号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の規定による農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」を上程いたします。

なお、13 番議席 齊藤一弥委員が関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、除斥を願います。

午後 2 時 35 分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長
高島補佐

それでは、高島補佐よりご説明いたします。

議案書 20 ページをお願いします。議案第 48 号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の規定による農用地利用集積計画（一括方式）の決定について、令和 5 年 11 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

農用地利用集積計画・総括表について説明いたします。契約開始日が令和 5 年 12 月 1 日となります。現況地目は田、畑です。期間は 10 年以上のみで、筆数 69 筆、面積 63,732 m²。詳細につきましては、22 ページから 23 ページとなっております。詳細の朗読は省略させていただきます。以上でございます。

議 長

只今、事務局より説明がありました。
ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 48 号を採決いたします。

議案第 48 号は原案どおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の規定による農用地利用集積計画（一括方式）を決定することに、賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員。よって、議案第 48 号は原案どおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の規定による農用地利用集積計画（一括方式）を決定することに、決しました。

ここで、13 番議席 齊藤一弥委員の除斥を解きます。

午後 2 時 38 分 解除

次に、議案第 49 号「筑西市農業委員会事務局処務規程の一部改正について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長
渡邊係長

それでは、渡邊係長よりご説明を申し上げます。

議案第 49 号、筑西市農業委員会事務局処務規程の一部改正について、令和 5 年 11 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。25 ページをお願いいたします。

議案第 49 号につきましては、令和 5 年度筑西市行政組織改編後の組織機構への対応、又筑西市農業委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の改正に対応するため規程の一部を改正するものです。26 ページから 27 ページをご覧ください。規程の新旧対照表となっております。庶務調整グループから庶務調整係への改め、又農地中間管理事業に関する業務が農政課から農業委員会事務局へ移管されたことにより借賃を加えるものでございます。説明は、以上でございます。

議 長

只今、事務局より説明がありました。
ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 49 号を採決いたします。

議案第 49 号は原案どおり、筑西市農業委員会事務局処務規程の一部改正することに、賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数。よって、議案第 49 号は原案どおり、筑西市農業委員会事務局処務規程の一部改正することに、決しました。

事務局長
中澤課長

次に、日程第4、報告第41号から第46号を、事務局より説明願います。

それでは中澤課長よりご説明いたします。

私からは報告第41号から報告第46号までを一括してご説明させていただきます。

初めに28ページをお開き願います。報告第41号、農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて、令和5年11月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

届出件数は7件でございます。これは当該農地が作物等を耕作できる状態でない所有権移転であり、申請人から許可申請の取下げ願いが提出され専決処理を行ったものがございます。

次に31ページをお開き願います。報告第42号、農地法第3条の規定（公売）による許可報告について、令和5年11月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

許可申請件数は2件でございます。これは買受適格証明の交付を受けた申請人が筑西市から売却決定通知を受けたことにより所有権移転を許可する専決処理を行ったものがございます。

次に33ページをお願いいたします。報告第43号、農地法第3条第1項第13号の規定による届出について、令和5年11月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

届出件数は5件でございます。これは公益社団法人茨城県農林振興公社農地中間管理機構による農地売買等の特例事業により農地の権利を取得する所有権移転で、届出受理の専決処理を行ったものがございます。

次に36ページをお願いいたします。報告第44号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、令和5年11月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

届出件数は1件でございます。これは市街化区域内における転用で、自己住宅1件の届出受理の専決処理を行ったものでございます。

次に38ページをお願いいたします。報告第45号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、令和5年11月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

届出件数は3件でございます。これは市街化区域内における所有権移転等を伴う転用で、自己住宅2件、駐車場敷地1件の届出受理の専決処理を行ったものがございます。

次に40ページをお願いいたします。報告第46号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、令和5年11月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

合意解約の通知のありました件数、11件でございます。詳細の説明は省略させていただきます。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長

只今、事務局より報告がありました。この件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

議案はこれで全て議了いたしました。

これにて令和5年度第8回筑西市農業委員会定例総会を閉会といたします。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和5年11月10日

議 長

署名委員

署名委員